宇治市福祉こども部長 星川 修

## 保育所等の利用自粛の要請(継続)について

日頃より、本市保育行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。 また、令和2年4月17日からの保育所等の利用自粛の要請にご協力を賜り 感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染収束の見通しが確実となっていないことや本市の状況、また、市立小中学校の休業が延長されたことなどを踏まえ、本市の保育所等の運営につきましては、お子様とご家族の健康と安全を第一に考え、令和2年5月31日(日)までの間、引き続き保育所等の利用自粛を要請いたします。なお、今後の状況の変化に伴い、利用自粛を要請する期間を変更する場合があります。また、市内の感染状況や今後の保育所等の運営状況を見ながら、保育の提供の縮小を検討いたします。

保育所等を利用される場合には、保育時間の短縮にご協力をお願いするとともに、保育所等の利用に際しては、体温の測定やお子様の健康状態の把握に努めていただき、体調不良の際には利用を控えていただきますようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、大変ご負担をおかけしますが、引き続き、ご 理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

- ・保育所等の利用を自粛された場合の保育料・給食費については、令和2年 5月31日(日)までの間、日割り計算にて減額いたします。
- ・「宇治市保育所等保育料・給食費減免(助成)申請書」にご記入のうえ、令和2年6月17日(水)までにお通いの保育所等に提出してください。

## (園より) ~利用を自粛された場合の保育料・給食費の減額について~

減額については申請が必要です。以下の表をよくご参照の上、お手続きください。メールでもお知らせしましたが、5月27日(水)には4・5月分の保育料等が通常通り引き落とされます。減額分は後に、口座に振り込まれます。

4月分	5月20日(水)までに申請
5月分	6月17日(水)までに申請

\*ただし 5月いっぱい利用自粛にご協力いただいているため、4月分の提出ができないご家庭は、6月17日までに合わせて申請書をご提出ください。